クリーンぽ～と包括的民間委託業務仕様書

（目的）

第１条　この仕様書は新川広域圏事務組合（以下「発注者」という。）が設置したクリーンぽ～とでのし尿中間処理業務を適切に行うことを目的とし、必要な事項を定めたものである。

（委託施設及び期間）

第２条　委託する施設及び期間は、次のとおりとする。

（１）名　　称　新川広域圏事務組合　クリーンぽ～と（し尿処理施設）

（２）場　　所　富山県下新川郡入善町板屋 311 番地

（３）敷地面積　１，６１６㎡

（４）延床面積　６５９．９７㎡

（５）処理能力　２２kl/日

（６）処理方式　前処理希釈放流方式

①希釈水　地下水

②放流先　入善町公共下水道

（７）放流水質

①水温　30 度未満

②PH　　5.8～8.6

③BOD　600 mg/ℓ未満

④SS　　600 mg/ℓ未満

⑤ノルマルヘキサン抽出物（鉱油類）　５mg/ℓ以下

⑥ノルマルヘキサン抽出物（動植物油脂類）　30 mg/ℓ以下

⑦沃素消費量　220 mg/ℓ未満

⑧Ｔ-Ｎ　155 mg/ℓ以下

⑨Ｔ-Ｐ　　23 mg/ℓ以下

（８）処理フロー

①処理フロー

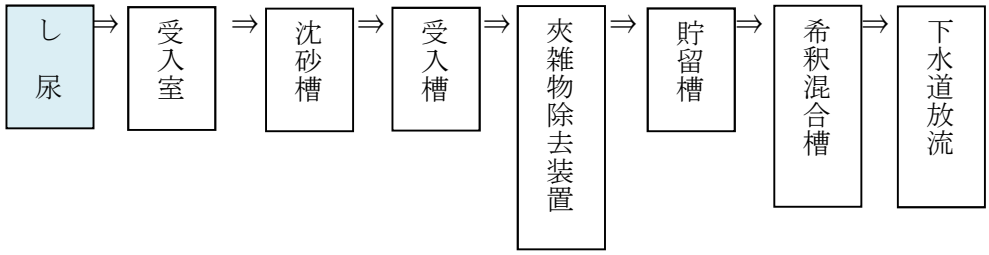

②脱臭フロー

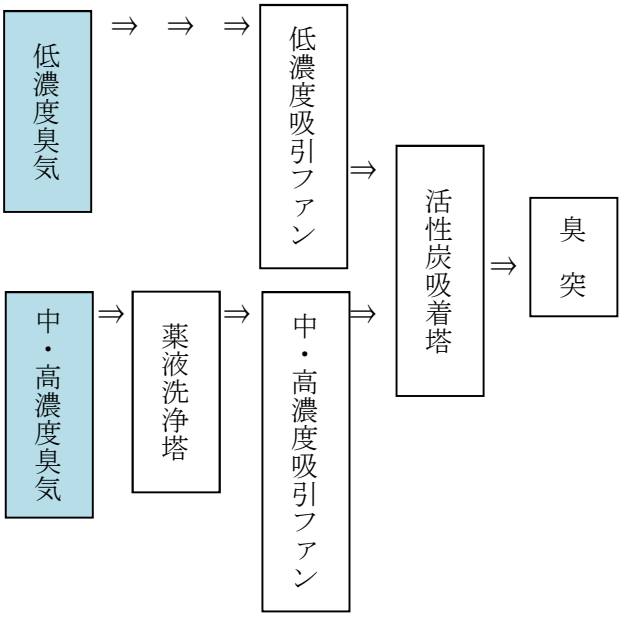

（９）履行期間　平成 27 年４月１日～平成 30 年３月 31 日

（業務の履行）

第３条　業務受注者（以下「受注者」という）は、発注者の処理計画を達成するにあたり、委託業務の重要性及び公共設備であることを認識し、施設の機能を十分達成できるよう契約書及び仕様書、その他関係書類に基づき、能率的、経済的かつ安全にその業務を履行しなくてはならない。

２　受注者は、この業務の遂行にあたり、この仕様書に定めるもののほか、「公害防止関係法令」等の関係法令を厳守しなくてはならない。

（設置機器）

第４条　設置機器は、次のとおり

（１）機械設備

①　トラックスケール

ア　搬入し尿計量装置

②　受入口

ア　受入口

③　真空ブロワ

ア　真空ブロワ

イ　ミストセパレータ

④　ホッパ類

ア　沈砂洗浄タンク

イ　沈砂搬送装置

ウ　脱水し渣貯留ホッパ
エ　脱水し渣移送コンベア
⑤　破砕装置
ア　破砕ポンプ
⑥　前処理装置
ア　計量タンク
イ　夾雑物除去装置
ウ　スクリーン洗浄ファン
エ　温水タンク
オ　温水洗浄ポンプ
カ　夾雑物脱水装置
キ　油圧ユニット
⑦　一軸ポンプ
ア　し尿移送ポンプ
イ　サンプリングポンプ
⑧　渦巻ポンプ
ア　希釈水ポンプ
イ　下水道放流ポンプ
⑨　袋詰装置
ア　脱水し渣袋詰装置
⑩　ダイヤフラムポンプ
ア　酸注入ポンプ
イ　アルカリ注入ポンプ
ウ　次亜鉛注入ポンプ
エ　生活用水次亜鉛注入ポンプ
オ　酸貯槽
カ　アルカリ貯槽
⑪　薬品タンク
ア　次亜鉛貯槽
⑫　スラリーポンプ
ア　貯留槽攪拌ポンプ
⑬　用水ポンプ
ア　プラント用水ポンプ
イ　生活用水ポンプ
ウ　生活用水槽
⑭　井戸ポンプ
ア　地下水取水ポンプ

⑮　水中ポンプ

ア　床排水ポンプ

⑯　コンプレッサ

ア　計装用ポンプ

⑰　ホイストクレーン

ア　ホイストクレーン

⑱　脱臭装置

ア　薬液洗浄塔

イ　アルカリ洗浄塔循環ポンプ

ウ　中・高濃度吸引ファン

エ　ミストセパレータ

オ　低濃度臭気吸引ファン

カ　活性炭吸着塔

（２）電気・計装設備

①　制御版及びＣＲＴ監視装置

②　水質分析計

ア　貯留槽ＳＳ濃度

イ　希釈混合槽ＳＳ濃度

ウ　希釈混合槽ＰＨ

③　ITV カメラ

④　レベルスイッチ

ア　真空タンクレベル

イ　脱水し渣タンクレベル

ウ　次亜鉛貯留レベル

エ　床排水レベル

⑤　差圧発信器・電磁量計

ア　受入槽レベル

イ　貯留槽レベル

ウ　希釈混合槽レベル

エ　プラント用水槽レベル

オ　し尿移送流量

カ　下水逆放流水流量

キ　希釈水流量

⑥　超音波流用計

ア　プラント用水使用量

イ　生活用水使用量

⑦　圧力ゲージ

ア　破砕装置出口圧力
イ　し尿移送ポンプ出口圧力
ウ　貯留槽攪拌ポンプ出口圧力
エ　下水道放流ポンプ出口圧力
オ　希釈水ポンプ出口圧力
カ　計装用圧縮空気圧力

⑧　レギュレータ
ア　計装用圧縮空気出口圧力

⑨　オリフロメータ
ア　生活用水流量

⑩　自動弁
ア　真空ブロワ入口弁
イ　真空ブロワ出口弁
ウ　真空ブロワバイパス弁
エ　真空ブロワ入口吸気弁
オ　沈砂洗浄タンク給気弁
カ　沈砂洗浄タンク出口弁
キ　沈砂洗浄タンク沈隆物引抜弁
ク　洗砂排出弁
ケ　下水道放流弁
コ　プラント用水槽補給水弁
サ　生活用水補給水弁

⑪　電磁弁
ア　沈砂洗浄タンク洗浄水弁Ａ
イ　沈砂洗浄タンク洗浄水弁Ｂ
ウ　夾雑物脱水装置洗浄水弁

⑫　外部通報装置

⑬　ＵＰＳ（無停電電源装置）

（業務内容）

第５条　受注者は、搬入されたし尿を処理し、入善町公共下水道へ放流する業務を効率的かつ経済的に履行すること。

２　運転維持管理業務

業務の内容は、次のとおりとする。

（１）各処理設備・機器の運転操作監視

①　搬入・搬出管理及び集計業務

② 搬入及び前処理設備の運転管理
③ 下水道放流設備の運転管理
④ 給排水設備の運転管理
⑤ 脱臭設備の運転管理
⑥ 自主臭気測定（２回/月　敷地境界、活性炭出口、投入室）

（２）各処理設備・機器の保守点検業務
① 日常点検（音・温度・振動・漏れ・損傷の目視確認）による異常の早期発見・処置対応
② 各機器類の取扱説明書に準じたオイル・グリス等の補充交換
③ 整備計画に基づいた機器整備
④ 特殊な専門技術を必要とせず、施設備付けの工具・材料を使用して行える補修及び塗装
⑤ 操作盤、中央監視盤等の点検・清掃・表示灯の交換
⑥ 工業計器類の点検・校正・消耗品の交換
⑦ 各槽の保守点検

（３）し渣の搬出・運搬業務
① 受注者は、発注者が指定する場所へ本施設から発生するし渣を搬出・運搬するものとし、受注者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び道路交通法、その他関係法令に基づき適正に運搬・処理しなければならない。なお、本業務ではし渣の積み込み、運搬、積み下ろし、それに係る諸作業が含まれることとする。
② し渣は以下の場所へ運搬する。搬出頻度は、概ね週１回程度である。
運搬先　新川広域圏事務組合　エコぽ～と（富山県下新川郡朝日町三枚橋 188-1）
（本施設より約１２Km）
③ 搬出車両については、受注者が用意する。
④ 車両に係る賠償、任意保健料等は受注者が負担する。

（４）処理薬品の調達・保管・在庫管理業務
（５）事務業務（各種運転データの記録、整理および報告書の作成）
（６）各種備品及び支給消耗品の在庫管理
（７）夜間・土曜日・日曜日及び休日の施設管理業務（設備異常対応）
（８）降雪期における場内搬入路等の除雪作業（早出除雪を含む）
（９）各槽の清掃・各種工事及び修繕等における切替運転
(10) その他施設運営に必要な事業

３　保守点検業務

受注者は、次の区分に基づき、設備機器の保守点検業務を実施することにより、異常を早期発見し、速やかに措置対策を行ない事故防止に努めなくてはならない。

なお、設備の機材、部品等については、整理・整頓に心掛け、保管・保守を適正に行い、貸与工具類及び機器等が紛失した場合は、受注者が責任をもって補充しなければな

らない。
（１）日常巡視保守点検業務
（２）週別定期保守点検業務
（３）月別定期保守点検業務
（４）その他協議して定めた保守点検業務
４　修理、整備作業
（１）処理施設の保守点検業務にて発見した不良箇所や故障発生箇所を、備付工具、補修原料等を用い発注者の承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を発注者に報告するものとする。
（２）整備計画に基づく整備については、発注者と整備の内容、設計、仕様等について協議し発注者の承諾を得て整備すること。また、当該整備が完了した時は、発注者が立会い検査を行うものとする。
（３）業務の履行上、受注者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告するとともに、すべて受注者の責任において処理すること。
５　施設の清掃、整頓
受注者は、業務対象設備周辺の整理整頓を行うとともに、以下の日常及び定期清掃を行うものとする。なお、緑地公園（さくらパーク）については、来園者の快適かつ安全な利用を図るよう必要に応じて草刈、除草剤散布、トイレ清掃等を行い適正な維持管理に努めること。
（１）委託範囲の装置、設備、処理棟内及び使用する部屋等の清掃
（２）場内及び施設周辺の美化清掃（緑地公園含む）
（３）運転日誌等帳票の整理整頓
（４）消耗品・備品等の整理整頓、管理

（統括責任者等の選任）
第６条　受注者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から統括責任者を選任し、発注者の承認を得るものとする。
２　前項より選任された統括責任者が病気その他の時由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに統括責任者等を選任しなければならない。

（業務従事者の職務及び知識経験等）
第７条　業務従事者の職務及び必要な資格、知識経験等は、次のとおりとする。
（１）統括責任者は、施設全般に精通し業務の統括者としての十分な知識、経験を有し、施設に常駐し発注者との連携を緊密に取りながら、現場の総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。
（２）統括責任者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また現場

作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。なお、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、発注者に報告し、その善後策を協議するものとする。

（３）統括責任者は、同等施設の運転実務経験を有する者とし、かつ、管理監督者としての経験を有する者であること。

（４）運転員は、専門技術及び知識を有し、適正に設備機器の運転、操作及び保守点検・保全整備等の内容判断ができ、同等施設の実務経験を有し、軽易な修繕等ができる者とする。また、統括責任者を補佐し、統括責任者が事故又は不在の時にはその職務を代理する。

（有資格者の確保）

第８条　受注者は、業務を適正に遂行するため、次に定める資格者を専任常駐させ、同時作業、休暇等を考慮し適宜増員するなどして運転管理を行なうものとする。

（１）クレーン運転業務特別教育修了者

（２）玉掛け特別教育修了者

（３）酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技術者技能講習修了者

（４）有資格者は兼ねることができる。

（労務管理）

第９条　受注者は、業務を実施するにあたり、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１）業務従事者の勤務にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、消防法、電気事業法、大気汚染防止法等の労働関係法規を遵守すること。

（２）受注者は、業務従事者の労務管理、人事管理の一切の責任を負うものとする。

（教育・訓練等）

第 10 条　受注者は、業務従事者に対し、次に揚げる業務の実施及び労働災害の防止に必要な指導、教育を行うとともに、防災に関して必要な訓練に参加しなくてはならない。

（１）施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練を行うこと。

（２）業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導及び教育を行うこと。

（３）災害、火災等の緊急事態発生に備え、発注者が行う訓練に参加すること。

（４）契約後、履行開始日までの準備期間中に発注者と協議の上、運転知識及び技術の取得のための教育を行うこと。

（運転等）

第 11 条　施設の運転等は原則 24 時間連続とする。

（１）勤務日は月曜から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに１月２日及び１月３日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日は休日とする。

（２）勤務時間は原則午前８時 30 分から午後５時 15 分までとするが、発注者の勤務時間を勘案し、受注者が決定する。

（３）午後５時 15 分から午前８時 30 分までは機械警備による無人自動運転とする。

（４）夜間、休日に機械警備会社から設備の異常等の通報を受けた場合は、迅速に確認及び対応をするものとする。

（５）年末年始等の休日が３日以上連続する場合は、必要に応じ施設の点検、薬品の補充等を行うものとする。

（６）し尿の搬入時間は、原則として午前８時 30 分から午後４時 30 分とする。

３　発注者から施設及び設備の稼動又は、休止等の指示があった場合は、速やかにその体制をとれるものとする。

４　臨時搬入、槽内清掃、災害、異常の発生、その他必要な場合は発注者の指示に従い業務を行うものとする。

（業務従事者）

第 12 条　受注者は業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。

（１）業務従事者は、作業上関係法令により定められた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し、または、着用すること。

（２）業務従事者は、公の施設であることを念頭において、搬入者に対応し、トラブルを発生させないように注意すること。

（３）業務従事者は、可能な限り地元での採用を優先するように努めるものとする。

（４）業務従事者は、嘱託職員の採用も可能とするが、その人数は１名までとする。

（提出書類）

第 13 条　受注者は業務着手にあたり次の書類を提出し、発注者の承認を受けなくてはならない。なお、変更があった場合は速やかに変更届を提出し、発注者の承認を受けなくてはならない。

（１）業務着手届

（２）総括責任者届及び業務従事者名簿

（３）有資格者名簿

（４）組織表及び職務分担表

（５）緊急時における連絡体制及び組織表

（６）有資格者免許等の写し（運転免許証含む）
（７）資格責任者配置届
（８）業務計画書（月間、年間）
（９）作業手順書
２　委託契約期間が満了したときは、直ちに委託業務完了届及び報告書を提出すること。

（業務報告書）
第 14 条　受注者は業務実績を明らかにするため、第５条で実施した業務内容の報告書を提出しなくてはならない。

（受注者の費用負担）
第 15 条　次の費用等は受注者が負担する。
（１）人件費（給料、手当、福利厚生費等）
（２）被服類及び安全保護類（安全衛生用マスク等含む）
（３）通信運搬費（電話機・ＦＡＸ等含む）
（４）消耗品費
①薬品類（硫酸、苛性ソーダ、次亜鉛、活性炭）
②部品類（計装設備部品、事務用消耗品、什器、事務用備品等）
（５）燃料費（ガソリン、軽油、灯油、プロパンガス等）
（６）光熱水費（電気）
（７）機器修繕等（毎年計画的に実施する修繕）
（８）委託料
①建物警備
②自家用電気工作物保安管理
③排水路清掃
④緑地公園（さくらパーク）管理（草刈、除草剤散布、樹木害虫防除、樹木剪定）
⑤臭気測定（敷地境界・臭突２回/年）
⑥脱臭設備活性炭交換
⑦放流水水質検査（１回/年）
⑧水質検査（毎月　ＰＨ、ＢＯＤ、ＳＳ）
⑨計装設備点検整備（毎月・定期・総合点検）
⑩建物内部清掃
⑪脱臭設備点検（ファン・ポンプ類）
⑫脱臭設備充填材清掃点検
⑬各槽内沈砂抜取り清掃
⑭し渣袋詰装置点検
⑮真空ブロワー点検整備

⑯消防設備点検（粉末消火器10型　6本）

⑰除雪作業

（9）引継ぎに要する経費

（10）その他業務に必要な費用（入善町公共下水道使用料は除く）

（施設の使用）

第16条　受注者の業務遂行のために必要な物件で、発注者が貸与する物件等は次のとおりとする。なお、これらの物件の管理不備による損傷等の弁償は受注者の負担とする。

（1）運転管理に必要な各室、事務室、駐車場、控室、洗濯室、便所、更衣室、浴室等

（2）工具及び工作用機器

（3）取扱説明書

（4）その他、発注者が認めたもの

（安全対策）

第17条　受注者は、労働安全衛生法及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害発生の防止に努めなくてはならない。

（1）受注者は法令に基づく作業主任者、取扱責任等の適正な配置により、作業の安全を第一義とし、作業効率・作業能率の向上に努めること。

（2）受注者の作業中の事故について、発注者はその責任を負わないものとする。

（事故発生時の措置）

第18条　受注者は、事故が発生した場合は、応急措置を行うとともに直ちに所定の緊急連絡網に従って報告しなければならない。

2　受注者は、事故発生後速やかに事故発生の原因・被害状況･経過処置状況について、発注者に「事故発生報告書」を提出するとともに、その後の経過についても随時「事故経過報告書」により報告を行うものとする。

（守秘義務）

第19条　受注者は、業務上知りえた情報及び発注者に関する情報等を許可なく公表してはならないものとする。また、これらの情報が第三者に漏洩することがないよう万全の体制をとるものとする。

（損害賠償）

第20条　受注者は、運転、保守点検等において、故意又は過失により機器、設備、建築物を損傷させた場合は、協議のうえ速やかに復旧するとともに、生じた損害を賠償しなくてはならない。

（検査の実施）

第 21 条　発注者は、受注者の業務履行を確認するため、毎月、次の検査を実施するものとする。

（１）書類検査（業務報告書等）

（２）その他、受注者が指示する事項

（業務完了後の措置）

第 22 条　受注者は、業務が完了した場合には、業務を実施するために使用した施設等を速やかに原形復旧するとともに、発注者に返納すること。

（業務完了後の引渡）

第 23 条　受注者は、業務が完了し、新たな受託者に業務を引き継ぐ場合には、施設が正常に稼動するように、発注者の立会のもとで新規受託者と十分な期間をもって引継ぎの措置を講じなければならないものとする。

（業務実施期間中の下水道使用料）

第 24 条　発注者は委託期間中、各年度の下水道使用料金が予算計上額を上回った場合、受注者に対し、その差額分を請求する。ただし、各年度の搬入量が当初見込みより増加した場合はこの限りではない。

（疑義等）

第 25 条　この仕様書に疑義が生じたとき、または定めの無い事項については、協議の上、定めるのものとする。

（雑則）

第 26 条　受注者は、本仕様書に明示されていない事項であっても運転管理上当然必要な事項は、良識ある判断に基づいて、これを履行しなければならない。